

豊中市新型インフルエンザ等対策行動計画 [改定版]

令和 7 年（2025 年）3 月



豊中市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定版）目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
第2章 豊中市新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応	3
第1節 豊中市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	3
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	5
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	9
第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	12
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	15
第6節 新型インフルエンザ等対策の対策項目	19
第7節 豊中市新型インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等	20
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	21
第1章 実施体制	21
第1節 準備期（平時）	21
第2節 初動期	23
第3節 対応期	25
第2章 情報収集・分析	27
第1節 準備期（平時）	27
第2節 初動期	29
第3節 対応期	31
第3章 サーベイランス	33
第1節 準備期（平時）	33
第2節 初動期	36
第3節 対応期	38
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	40
第1節 準備期（平時）	40
第2節 初動期	43
第3節 対応期	45
第5章 水際対策	48
第1節 準備期（平時）	48
第2節 初動期	49
第3節 対応期	50
第6章 まん延防止	51

第1節 準備期（平時）	51
第2節 初動期	53
第3節 対応期	54
第7章 ワクチン	57
第1節 準備期（平時）	57
第2節 初動期	59
第3節 対応期	60
第8章 医療	62
第1節 準備期（平時）	62
第2節 初動期	64
第3節 対応期	65
第9章 治療薬・治療法	68
第1節 初動期	68
第2節 対応期	69
第10章 検査	70
第1節 準備期（平時）	70
第2節 初動期	72
第3節 対応期	73
第11章 保健	75
第1節 準備期（平時）	75
第2節 初動期	78
第3節 対応期	79
第12章 物資	81
第1節 準備期（平時） ～ 初動期	81
第2節 対応期（政府対策本部が設置され、基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）	82
第13章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	83
第1節 準備期（平時）	83
第2節 初動期	85
第3節 対応期	86
略称又は用語集	89

はじめに

平成 25 年（2013 年）4 月、国は、新型インフルエンザ及び全国的かつまん延の恐れのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を施行しました。また、感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じて行動できるようにするための指針として、同年に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を策定しました。令和元年（2019 年）12 月以降、全世界にパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症の対応では、国を挙げて新たに保健・医療分野の取組やまん延防止対策を検討しながら、病原体の変異や次々と変化する事象に対し、3 年超にわたり取組を進めてきました。この新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国は令和 6 年（2024 年）7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を抜本的に改定しました。

本市では、平成 21 年（2009 年）5 月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験を踏まえ、平成 22 年（2010 年）3 月に「豊中市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、社会・経済活動が大きく制限され、市民の生活は一変しました。このような新型コロナウイルス感染症対策での経験を踏まえ、中長期的に感染拡大と収束を繰り返す感染症を含め、幅広い呼吸器感染症に対応できるように、本行動計画を改定することとしました。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、市内の感染を可能な限り抑制し、市民の皆さまの生命及び健康、市民生活や市民経済に及ぼす影響を最小限に抑えます。

本行動計画の円滑な実施には、医療機関やさまざまな関係機関、事業者、市民一人ひとりの皆様との地域一体となった取り組みが不可欠ですので、今後も本市の保健行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本行動計画の策定にあたり、ご審議いただきました「豊中市保健医療審議会」の委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和 7 年（2025 年）3 月

豊中市長 長内 繁樹

